

内部統制制度導入に向けた体制整備について

1 背 景

近年、地方公共団体において、不適正な経理処理、個人情報流出等により住民の信頼を損なうような事態が生じている。

このような事態を未然に防止し、その被害を最小限に止めるために、既に会社法等により内部統制制度が導入されている民間企業を参考に、地方公共団体においても、事務を遂行する中で、常に適正な執行を意識し、起こりうるリスクの把握と対応できる内部統制体制を整備することが求められている。

2 区の対応

こうした背景を踏まえ、平成 29 年 6 月に地方自治法が改正され、平成 32 年 4 月 1 日から都道府県知事及び指定都市の市長に対し、内部統制に関する方針を策定し、内部統制体制を整備することが義務付けられた（指定都市の市長以外の市町村長は努力義務）。

この地方自治法改正の衆参両院における審議の際に、指定都市以外の市町村長も内部統制に関する方針を策定することを求める附帯決議が採択された。

このように、内部統制の体制の整備及び運用は、全ての地方公共団体の長がその権限と責任において適切に実施することが求められているため、本区においても、内部統制制度を導入するために必要な体制を整備し、運用することとする。

3 取組体制

（仮称）文京区内部統制推進本部を設置し、内部統制機能の充実にに向けた取組を組織的かつ効果的に推進する。

構成員 区長、副区長、教育長、各部長及び関係課長

4 取組内容

（1）「内部統制に関する方針」の策定及び公表

内部統制についての組織的な取組の方向性等を示すものとして、内部統制の目的、内部統制対象事務（財務に関する事務等）を記載する「内部統制に関する方針」を定めるとともに、公表する。

(2) 内部統制対象事務の執行におけるリスクの評価及び対応策の整備

「内部統制に関する方針」に基づき、各部局は、内部統制対象事務の執行に伴い発生するリスク（不適正な経理処理、個人情報流出等）を洗い出した上で、当該リスクの重要性について評価を行い、当該リスクへの適切な対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する。

(3) 「内部統制評価報告書」の作成

内部統制対象事務について、全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行い、「内部統制評価報告書」を作成する。

(4) 「内部統制評価報告書」の議会への提出及び公表

「内部統制評価報告書」を監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に提出し、公表する。

5 今後のスケジュール（予定）

平成31年	2月	議会報告（内部統制制度導入に向けた体制整備）
	6月	第1回文京区内部統制推進本部
	8月	第2回文京区内部統制推進本部
	9月	議会報告（内部統制体制の運用等）
平成32年	1月	第3回文京区内部統制推進本部
	2月	議会報告（内部統制に関する方針案）
	3月	「内部統制に関する方針」の策定及び公表
	4月～	内部統制を推進する具体的取組